

平成 19 年 3 月 6 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

労災保険の特別加入に係る加入時健康診断費用の支出科目の変更について

労災保険の特別加入に係る加入時健康診断（以下「加入時健診」という。）のための検査及び診断に要する費用については、（項）労働福祉事業費（目）診療等委託費により予算措置しているところであるが、平成 19 年度から支出科目が変更され、（項）業務取扱費（目）障害等級等認定庁費により予算措置される予定である。

については、上記支出科目の変更を踏まえ、本年度内に実施した加入時健診について、出納整理期間内に適正に支払処理を完結する必要があることから、下記に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 労働基準監督署（以下「監督署」という。）においては、「健康診断指示書」により本年度内に加入時健診を受診した者及び受診する者を早期に把握した上で、加入時健診の受診状況を確認し、受診後においては速やかに「健康診断証明書」の提出を求めること。

なお、適用担当部署との連携により今年度末に限り、「健康診断指示書」で指定する健康診断実施期間は年度を超えない期間で設定することとし、平成 19 年 3 月中旬以降に加入時健診の申出があった場合には、健康診断実施期間を平成 19 年 4 月 1 日以降とすること。

- 2 都道府県労働局においては、上記 1 により加入時健診受診対象者を把握し、管内の加入時健診実施機関に対し、本年度内に加入時健診を実施した場合には遅滞なく監督署へ「健康診断費用請求書」を提出するよう指導すること。また、監督署から「健康診断証明書」及び「健康診断費用請求書」が回付された場合には、支払担当部署と連携を図り、事務処理を滞りなく進めること。